

○厚生労働省告示第二十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月二十四日

厚生労働大臣 小宮山洋子

別表第1に次のように加える。

1088 薬剤溶出型大腿動脈用スチント

別表第2の928中「針無し造影剤輸液セット用延長チューブ」を「針なし造影剤輸液セット用延長チューブ」に改める。